5　女性職員の採用・登用の拡大

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために政府全体として積極的に取り組むべき重要な課題である。

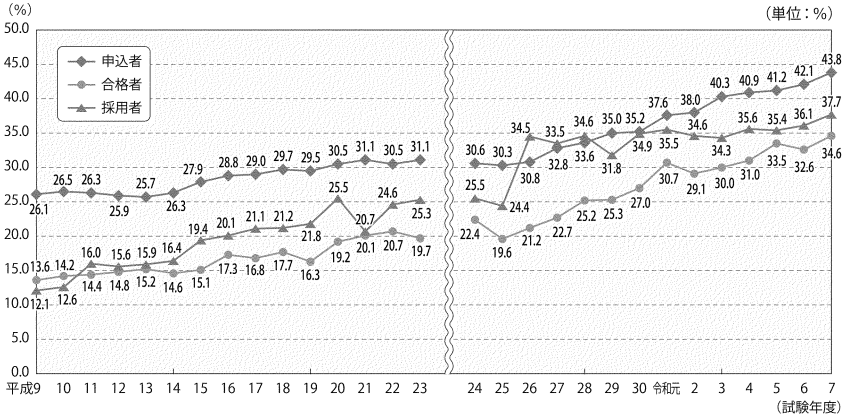
「第５次男女共同参画基本計画」において、政府全体の成果目標として、採用については、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度35％以上、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度35％以上、国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合を毎年度35％以上、国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合を2025年度までに30％とする目標が定められており、登用については、国家公務員の各役職段階に占める女性の割合を2025年度末までに、それぞれ本省係長相当職を30％、本省係長相当職のうち新たに昇任した職員を35％、地方機関課長・本省課長補佐相当職を17％、本省課室長相当職を10％、指定職相当を８％以上とする目標が定められている。

また、女性職員の採用・登用の拡大については、内閣官房内閣人事局長を議長に全府省の事務次官等で構成される「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、具体的な施策を盛り込んだ「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（令和６年１月改正）に基づき、政府全体で取組が進められている。

一方、人事院においては、政府の取組と連携しつつ、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」（平成27年12月25日人事院事務総長通知）に基づき、各府省における目標達成に向けた取組を支援している。

このような状況の中、2025年度国家公務員採用試験の申込者に占める女性の割合については、総合職試験で43.8％、一般職試験（大卒程度）で44.6％と、いずれも過去最高の水準となった。採用については、図１－２のとおり、令和７年度の総合職試験の採用者に占める女性の割合は36.1％であり、令和８年度の採用内定者は37.7％となっている。今後とも、優秀な女子学生等を公務に誘致するために、各府省と協力して行う人材確保策を強化していくことが重要である。

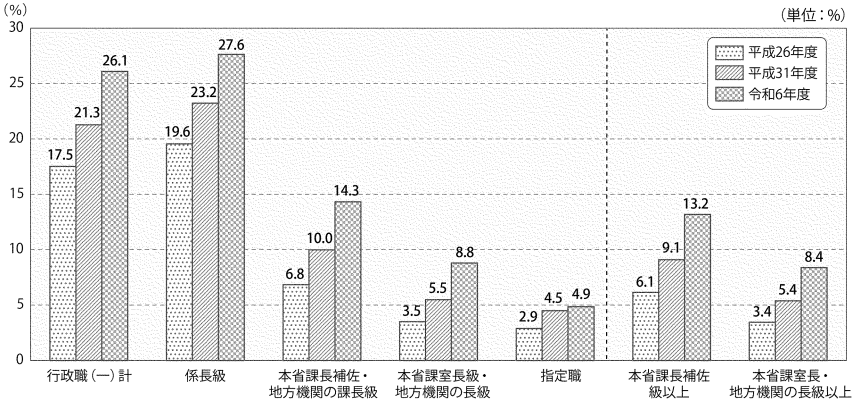
図1-2　Ⅰ種試験・総合職試験の申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の推移




（注）1　採用者は、各年度の翌年度における採用者（過年度合格者を含む。）の割合であり、平成24年度以降は特別職の採用を含む。
2　平成23年度まではⅠ種試験、平成24年度以降は総合職試験である。
3　令和6年度採用者は、2024年度総合職試験最終合格発表日以降、令和7年4月1日までの間の採用者に占める割合である。
4　令和7年度採用者は、令和7年10月1日現在の採用内定者に占める割合である。

また、管理職等への登用については、図１－３のとおり、各役職段階において、女性の占める割合が高まっている。今後とも、女性の採用拡大が女性職員の登用拡大につながるよう、各府省におけるより一層の取組強化が必要である。

図1-3　各役職段階に占める女性の割合（行政職俸給表(一)、指定職俸給表）




（注）1　人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成
2　各年度1月15日現在の割合
3　係長級は行政職俸給表（一）3、4級、本省課長補佐・地方機関の課長級は同5、6級、本省課室長・地方機関の長級は同7～10級の適用者に占める女性の割合

人事院では、各府省と連携して、女性の国家公務員志望者の拡大に向けた広報活動を行うとともに、管理職等へのアプローチや女性職員へのアプローチを通じて、意識改革のための研修や女性職員が働きやすい勤務環境の整備等を行っている。

こうした取組を通じて、今後とも、女性職員の採用・登用の拡大に向けた各府省の具体的な取組を支援していくこととしている。

6　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用

意欲と能力のある優秀なⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進するため、各府省においては、「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」（平成11年事務総長通知）に基づき、「計画的育成者」の選抜、育成に努めており、従前Ⅰ種採用職員が就いていたポストへの任用や出向ポストの拡大等、各府省それぞれの実情に応じた取組がなされている。また、人事院においては、「計画的育成者」の登用に資することを目的として、行政研修（特別課程）を係員級、係長級及び課長補佐級に分けて実施している。令和７年度においては、係員級では28府省から104人、係長級では30府省から142人、課長補佐級では24府省から50人の参加があった。

また、各府省の行政官を諸外国の政府機関等に派遣する研修制度である行政官短期在外研究員制度には、Ⅱ種・Ⅲ種・一般職等採用職員の登用を推進するための施策の一環として実施しているコースもあり、行政研修（係長級特別課程）の対象者である「計画的育成者」で、課長補佐級までの職員を対象としている。令和７年度は、４名を米国に派遣した。

令和６年度末におけるⅡ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）の在職者数は、指定職26人、本府省課長等141人、地方支分部局長等44人、外務省（大使・総領事）62人で、計273人となっている（表１－４）。

人事院は、これらの登用の状況を各府省に提供し、登用の啓発に努めている。